

新年度を迎えて

平成 24 年 4 月 1 日

平成 20 年 12 月に新公益法人制度がスタートしてから、3 年 4 ヶ月が経過し、移行期間も残り約 1 年半となりました。新制度施行以来、本年 3 月末までに、公益認定等委員会では、申請のあった特例民法法人約 2,700 法人について審査を進め、うち約 2,500 法人について審査を終えました。これは、内閣府に申請を予定している法人のうち約 6 割が実際に申請され、新制度の法人に移行されたこととなります。特に、本年 4 月 1 日には、約 1,300 法人が新制度の法人として新たにスタートされています。

また、これまで、新規に設立された一般法人 117 法人から公益認定申請があり、88 法人について審査を終え、新制度の公益法人として活動されています。

公益認定等委員会としては、今般の公益法人制度改革が、主務官庁制という旧弊を廃し、所管府省や所管都道府県の意向や裁量ではなく、民間人による第三者機関により事業の公益性が判断されることが生命線であることを肝に銘じ、引き続き、法人目線で温かい審査を心掛け、国民の皆様の期待にこたえていくことを改めて強く決意しています。

これまでの審査の中で強く感じたことは、公益法人への移行を目指す法人の真剣な姿です。申請書 1 つを見ても、自らの公益目的事業について熱意溢れる説明をされ、事業内容もそれぞれ工夫されているものが非常に多く大変感銘を受けました。また、一般法人を目指す法人であっても、継続事業だけでなく、新たに公益目的事業を追加するなど、積極的な活動を目指される法人もあり、大変嬉しく思っています。このような熱意を持った多くの法人が、新制度に移行し、それぞれの専門分野で活躍しています。東日本大震災が発災した際には、国所管の公益法人だけでも 2,000 を超える法人が様々な分野で被災者支援・復興支援活動を展開するなど、昨年度はまさに「公益活動元年」と呼ぶに相応しい年だったと感じています。

このような活動は、新しい社会の在り方として、定着を図っていくべきだと考えます。各法人には、自らが社会のニーズを把握し、自発的に取り組んでいただくとともに、新制度で求められる適正な情報開示により事業活動の透明性を図り、国民に対する説明責任を果たしていただきたいと思います。また、公益法人については寄附税制の優遇措置がなされており、既に寄附金収入は国及び都道府県所管法人をあわせて約 914 億円（23 年 11 月 9 日現在）となっております。今後も広く国民の支持・支援を得てより充実した活動を進めていただくことで、「民」が「民」を支える寄附文化が醸成された社会となることを期待しています。

国民の皆様におかれましては、公益法人からの情報によりその志と活動をしっかり確認するとともに、その中から自らが共感できる活動を発見し、寄附やボランティア活動にご参加いただきたいと思います。また、新制度によって、登記のみで一般法人を設立し、事業の 50%以上が公益目的となっているなど一定の要件を満たせば公益法人として活動することが可能となりましたので、自ら公益活動を行いたい方におかれましては、是非、新制度を活用いただきたいと思います。国民の皆様のそうした活動が、公益法人をより良い方向にはぐくみ育てるものと考えています。

最後に、今後申請される法人におかれましては、移行期間は残り約 1 年半となっておりますので、法人内部で申請方針についてしっかり確認いただくとともに、引き続き移行希望日を踏まえた対応を行いますので、内閣府の申請サポートもご活用いただき、準備でき次第、できる限り早期に申請していただきますようお願いいたします。新公益法人制度により、各法人が、これまで以上に自らの発意に基づく自由な活動が可能となっておりますので、是非早めに移行していただき、更なる活躍をされることを期待しております。

公益認定等委員会委員長 池田 守男